# 調達価格等算定委員会令 （平成二十三年政令第三百三十七号）

#### 第一条（庶務）

調達価格等算定委員会（次条において「委員会」という。）の庶務は、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課において処理する。

#### 第二条（委員会の運営）

前条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第二号に掲げる規定（附則第五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十三年十一月十日）から施行する。

# 附則（平成二九年七月五日政令第一七九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。